

京都西山短期大学 障がい学生支援方針

1. 基本理念

本学は「学仏大悲心」という教育理念に基づき、在籍する全学生が、障がいの有無に関わらず、その能力を最大限に発揮できる教育環境の整備を推進する。

2. 基本方針

- (1) 障がいのある学生が、障がいのない学生と等しい条件のもとで修学し、安心して学べるよう支援を行うことを目指す。
- (2) 障がいのある学生に対する支援を実現するために、必要な体制の整備に努める。
- (3) 障がいのある学生に対する支援の内容は、原則として学生本人（必要に応じて保護者）の要請に基づき、学生本人（必要に応じて保護者）と本学関係者間において調整を行い、可能な限り合意形成・共通理解を図ったうえで決定する。
- (4) 障がいのある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、施設・設備を始めとした環境整備の配慮に努める。

3. 不当な差別的取扱いの禁止

本学は、障がいのある学生、及び入学志願者に対して、障がいを理由として不当な差別的取扱いをしない。

4. 合理的配慮の提供

本学は、障がいのある学生及び保護者から、キャンパス・ライフにおける社会的障壁の除去を必要とする旨の支援の相談があった場合、必要な合理的配慮の検討および提供を行う。なお、ここで言う合理的配慮とは、本学がその必要を認め、かつその実施に伴う負担が本学にとって過重でない範囲のものをいう。

5. 支援対象

支援の対象は、本学に在籍する学生及び入学志願者で、心身の機能に障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とする。

6. 支援範囲

支援の範囲は、入学試験に関する事項、入学から卒業までの修学及び進路・就職等に関する事項を対象とする。

7. 支援体制

本学は、全学的な組織の審議のもと、障がいのある学生の所属する専攻コース及び関係部署が緊密に連携し、すべての教職員の協働によって、障がい学生支援に係る取り組みを組織的に推進する。

8. 個人情報保護

支援者は、支援を行ううえで知り得た障がいのある学生の個人情報を適切に管理し、第三者への開示が必要な場合には、本人の同意を得るものとする。

9. 啓発・情報発信

本学は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図り、障がいのある学生への支援を通して大学全体の教育力の向上を目指すため、全教職員と学生への啓発と情報発信を行う。

附 則

第1条 本方針は、令和3年4月1日から施行する。